

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	光の家神愛園	受審(実施)年度 (※)	平成29年度	施設番号	11-0001
-----	--------	-----------------	--------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (平成29年度)	改善計画 (平成29年度末時点)	実施状況(予定を含む) (平成30年4月30日時点)	左記実施状況に実施予定があった場合の実施状況 (平成 年4月30日時点)
事業計画に実現可能な具体的な取り組みを明示するとともに、定期的に進捗状況を確認する仕組みの構築が期待されている。	年度事業計画には、中・長期計画及び「健康管理」「作業・学習訓練への積極的参加」をはじめ10項目の重点支援目標を明示している。しかしながら、それぞれの項目に関して目標を達成するための具体的な取り組みや内容は、明確化されていない状況がある。今後は、前年度実施結果を踏まえ、中・長期計画や重点支援目標を達成するための実現可能で具体的な内容や担当者等を明示するとともに、年度末に経過報告はあるが、チーム等で月次または半期単位に実施計画の進捗状況を確認する場を設け、着実に計画が達成できる仕組みの構築が期待される。	利用者の高齢化・障害の重度化が進む中、そして社会福祉の制度が大きく変わっていく中、具体的な中・長期計画を細かく定める事が難しい現状があるが、事業継続にはある程度目安となる中・長期計画を策定することも不可欠である為、4つの項目について(30年度からは7項目)プロジェクトチームを作り現状分析、改善可能な点の洗い出し等を検討している。その検討の中で項目によっては中期・長期に亘って行う点も幾つか出てきている。中・長期の計画だけでなく、様々な改善点の提案がなされ、その提案を参考にして利用者支援を行っている。	① 実施済み ② 実施予定 (平成 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み (平成 年 月) 具体的には以下のとおりです。
虐待防止マニュアルの具体的な内容について職員間で共有・浸透をさらに図り、利用者支援にいかされたい、について。	虐待防止委員会が中心になり「虐待防止・不適切支援に対する解決・改善対応マニュアル」を整備している。また、施設内研修では、利用者からの申し出にすぐ対応できない場合の事例を示して、グループ毎に討議・検証する等、学びと共通認識の機会を設けて、虐待防止への意識が高まるよう努めている。一方で、利用者調査の結果では、「後」と言われる、忘れられる等の声がある他、言葉遣いが一部適切でない職員がいるとの意見が複数あるため、虐待防止マニュアルの具体的な内容について職員間で共有・浸透をさらに図り、支援にいかされたい。	引き続き、虐待防止委員会が中心となり、資料に基づく研修を職員会で行ったり、自己点検シートによる振り返りを行ったりして意識向上を図った。2月には「障害者虐待防止リーダ研修会」に職員2名を派遣し、3月の職員会にてその研修会の伝達研修を行い、職員の更なる意識向上を図った。その他にも様々な機会を通して、職員の意識向上を図った。この事については引き続き、職員の意識向上を図っていく。	① 実施済み ② 実施予定 (平成 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み (平成 年 月) 具体的には以下のとおりです。
高齢化等の進行を踏まえ、ハード面の整備をすすめることにより、利用者・職員の負担軽減につなげられたい、について。	利用者の平均年齢が65歳を超え、高齢化がすすむ中、入浴時は、居室から浴室への移動、洗浄・更衣等、介助が必要な場面が増えており、マンパワーが必要となっている。現在、男女各3日で、機能低下があっても安全に入浴出来るよう、介護用の浴用イスの用意や、自力での浴槽への移動が難しい場合には、シャワーキャリー、浴槽内イス等を整えて、対応している。介助にあたっては、座位が取れることが重要となるが、今後の高齢化の進行を見据え、改修によるハード面や介助用備品の整備等によって利用者・職員双方の負担軽減につながることを期待される。	ハード面に改修については神愛園の実態にあうものがどのような設備であるかを検証する必要がある。設備関係を検討するプロジェクトチームで他の設備とともに神愛園の実態にあった設備がどのようなものであるかを検討し、その検討に基づいて必要な改修を行っていきたい。その事に加え、直ぐに出来る改善策として、転倒リスクの高い利用者の居室にマットを敷設したり、2月より生活支援を行う非常勤職員を2名採用し、入浴時の職員体制を厚くしたりした。	① 実施済み ② 実施予定 (平成 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み (平成 年 月) 具体的には以下のとおりです。

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。